第

4610 号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年11月13日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ ミニ保険と生命保険料控除

Q:いわゆるミニ保険に入りましたが、この保険料は生命保険料控除の対象になりますか?

A:対象になりません。

【解説】

ミニ保険とは、平成18年の保険業法の改正 で誕生した少額短期保険をいい、金融庁財務 局に登録した少額短期保険事業者だけが販売 できる保険です。

保険商品は、保険金額が少額で保険期間が 短期のものしかありませんが、その分保険料 がリーズナブルでシンプル、多様な性格を有 していることから、昨今、人気が高まってい るようです。

ミニ保険には、たとえば、火災保険には入らずに地震保険だけに入ることができる保険や要介護になった場合に保険金が支給される保険、知的障害があっても入れる保険、指定した日に雨が10時間降ったら宿泊料を全額負担してくれる保険など特色のある保険がいろいろあります。

ところで、このミニ保険の保険料が生命保険料控除の適用になるかどうかですが、生命保険料控除の対象となる生命保険を販売できる会社は保険業法2条3項に規定されている保険会社、ミニ保険を販売できる会社は少額短期保険事業者と区分されていますことから、少額短期保険事業者が販売するミニ保険は、生命保険料控除の対象となる保険料には該当しないこととなります。







